

平成27年4月1日策定

平成30年4月1日改訂

平成31年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂

令和5年3月23日改訂

令和6年4月1日改訂

## 1 いじめ防止等のための対策の学校の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第二条）

法は、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

### (2) 戸塚中学校のいじめ防止に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。子どもの生活の場は、他者を排除するような雰囲気を排除し、その場は子どもの居場所として安心できる機能を十分に満たされなければならない。（しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。）子どもにとって、いじめはその健やかな成長（高め合い）への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望（成しとげる）を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 設置

法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (2) 構成員

- ・構成員は次の者とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導部、生徒指導専任教諭、養護教諭

- ・状況に応じて、関係職員を加える。
- ・状況に応じて、学校に配置されているカウンセラー等、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (3) 運営

- ・定期的な開催

月に一度、いじめ防止対策委員会を開催し、情報共有を行う。

(いじめの未然防止・早期発見・早期対応)

- ・臨時的な開催

いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催し、情報共有、対応策の確認を行う。

(いじめに対する適切な対処・処置)

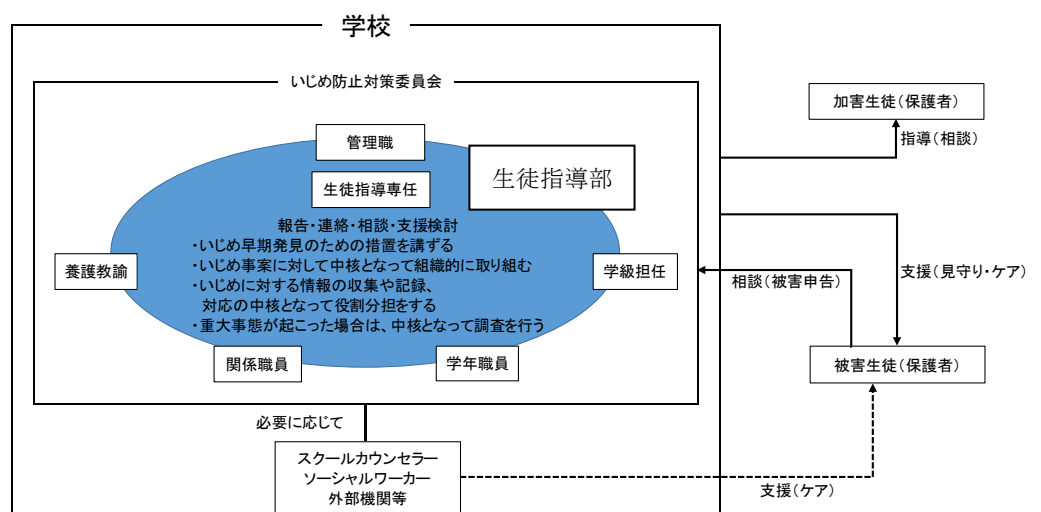
※学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (4) 組織の役割

- ・年間指導計画及び活動事例の作成と実施
- ・実態把握（教育相談やアンケート）、早期発見
- ・保護者・地域への啓発活動
- ・保護者・地域・関係機関との連絡調整
- ・関係生徒の指導とケア
- ・PDCAサイクルによる検証

### (5) 組織的な取組

- ・いじめの防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめに対する措置
- ・学校・家庭・地域の連携



### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止

生徒が安心して豊かに生活できる学校づくりを行っていく。

- ・いじめを許さない学校の風土づくりに努める。
- ・「授業力向上週間」等を活用し、教職員同士が互いに研修しあい、わかる授業づくり、生徒が主体的に参加する授業づくりを行う。
- ・本校の学校教育目標「認め合い・高め合い・成し遂げる」の精神に基づき、様々な活動場面を通して、心の通い合う集団づくりを進める。
- ・生徒、教職員間の信頼できる関係を大切にし、自己肯定感を育てる人間関係づくりを目指す。

#### ※具体的な取り組み

実りの講演会 あいさつ運動 横浜こども会議 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」実施、活用  
教育相談アンケートの実施 教育相談 等

#### (2) いじめの早期発見

いじめが気づきにくい形で行われることを認識したうえで、きめ細かく生徒の様子を見て、教職員同士情報交換を密にしながら早期発見に努める。日頃から、生徒の様子を注意深く見守り、教職員がアンテナを高く保つとともに、保護者や教職員間でも情報を共有しながら、実態把握に取り組む。

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制の強化、推進に努める。
- ・各学期初めの4月、8月、1月に教育相談アンケートを実施し、教育相談体制の充実を進める。
- ・5月のいじめ早期発見のための生活アンケートや12月のいじめ解決一斉キャンペーンより、アンケートの実施や教育相談を行う。
- ・研修を通じて、いじめに対する教職員等の意識の向上を図る。

#### (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、委員会を中核として速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、保護者への連絡・報告は速やかに行う。

- ・生徒、保護者との信頼関係を大切にし、速やかに事実確認を行い、生徒の状態に応じた指導、支援を行う。
- ・組織的に迅速に対応し、被害生徒・加害生徒のみならず集団全体への適切な指導、支援を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部機関等との連携を図る。
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対して、認知した状況、聞き取りの結果、調査によって明らかになった事実関係等について適切に報告する。

#### (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- ①いじめの行為が、少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒

次にあげる児童生徒を含めて、特に配慮が必要な児童生徒に対して、適切な支援、保護者の連携、周囲の児童生徒への指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

(6) 取り組みの年間計画（予定）

月	活動内容
4	教育相談アンケート 教育相談 対策委員会（毎月）
5	<u>いじめ早期発見のための生活アンケート</u> 教育相談（部活動）
6	
7	Y-P アセスメントアンケート 三者面談 中学校区横浜こども会議
8	戸塚区横浜こども会議 教育相談アンケート 教育相談
9	地区懇談会
10	
11	Y-P アセスメントアンケート
12	あいさつ運動 いじめ解決一斉キャンペーン 三者面談
1	教育相談アンケート 教育相談
2	
3	小学校から情報の引継ぎ 高校へ情報の引継ぎ

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、  
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

いじめ防止対策委員会を中核として、重大事態に対処する。重大事態と思われる案件が発生した場合は、ただちに教育委員会に報告する。

再発防止も視野においた調査を行い、結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。